

ドライバーの
みなさんへ



道路交通法が 改正されました

免許証も小型化

免許証のサイズが54cm×85.6cmの大きさ（テレホンカードと同じ、下の囲み部分）に小型化されます。今後5年間で完了をめどに、全国で順次実施されます。この線で囲んだ大きさが新しい免許証のサイズです。

地が金色になります



優良運転者の旨の記載

改正のポイントをお知らせします

1 免許証の有効期間を変更

★優良運転者の免許証有効期間を最長5年間に延長。

○優良運転者の条件

継続して免許を受けている期間が5年以上で、過去5年間に無違反のドライバー。ただし、8年5月9日までは、継続して免許を受けている期間が8年以上で、過去3年間に無違反のドライバー。

※実施対象は、6年6月10日以降に免許証の有効期限を迎える人からになります

○年齢制限

優良運転者でも更新日等の年齢で有効期間が違います。

・70歳未満（更新時の誕生日に70歳の人まで）……5年間

・70歳（更新時の誕生日に71歳の人）……4年間

・71歳以上（更新時の誕生日に72歳の人以上）……3年間



免許歴5年以上・5年間無違反

4 過積載に対する規制と 取り締まりを強化

過積載で取り締まりを受けた車は積載重量を測定され、警察官の指示に従って過積載解消の応急措置をしなければなりません。運転者への違反点、反則金、罰則が強化されました。

○企業など自動車の使用者は、運転者に積載に関する法令の規定を知らせよう努めなければなりません。使用者が過積載を容認したり、荷主等が過積載となることを知って引き渡したりした場合の罰則が強化されました。

5 高速道路等での速度違反の 反則金適用範囲を拡大

（一般道路は現行通り）

○これまで速度超過30km以上は、すべての道路で罰則が適用されていましたが、高速道路等での速度超過30km・40km未満は反則金制度と違反点が適用されます。

改正道路交通法は5月10日から施行されています。

■ 大館警察署交通課 ☎ 42-4111



3 「更新時講習」の受講が義務化

★免許更新時の講習を受けなければ、公安委員会は更新をしないことができるようになりました。また、免許更新手数料は更新手数料と更新時講習手数料

○通知には更新期間、更新場所、更新に必要な費用などが記載されています。更新時にはその通知書を持参・提示することになります。

2 免許証有効期間満了日の40日ほど前に、 公安委員会が運転者へ更新を通知